

請願・陳情の取り扱いについて

請願は、憲法第 16 条で国民の基本的権利の一つとして保障されており、市政に対する要望や意見を議会に提出できます。国籍や年齢の制限はありません。

栗原市議会に対し請願をしようとする場合、地方自治法第 124 条の規定により、栗原市議会議員の紹介が必要となります。

また、陳情は、特定の事項についての利害関係を有する方が、市政に対する要望や意見、要請などを文書により提出するものであり、紹介議員が不要です。

なお、請願として提出されたものであっても、紹介議員のないものは陳情として取り扱います。

《請願・陳情に必要なもの》

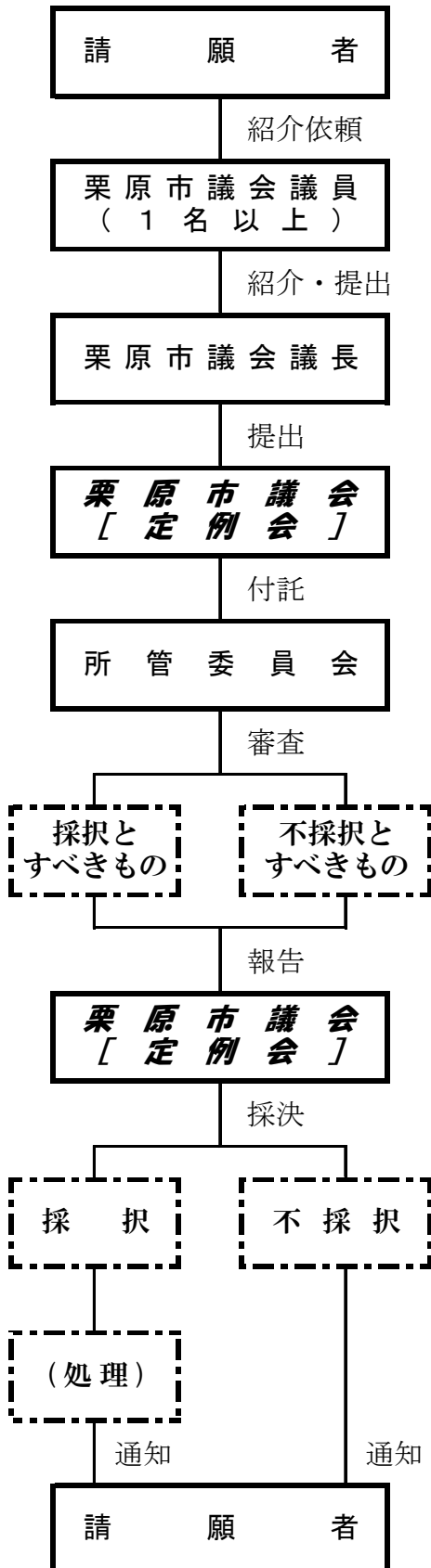
栗原市議会に対し請願または陳情をしようとする場合、次の要件を満たした請願書または陳情書を邦文で作成し、栗原市議会事務局へ提出してください。随時受け付けます。

- 1. 請願（陳情）の名称
- 2. 請願（陳情）の趣旨、事項
- 3. 請願（陳情）者の住所および氏名
 - ※ 請願（陳情）者が 2 名以上の場合は、代表者名を記載願います。
（法人の場合はその名称と代表者の氏名）
- 4. 請願（陳情）者の署名または記名押印
- 5. 提出年月日
- 6. 宛名 ※「栗原市議会議長」宛としてください。
- 7. 紹介議員（1 名以上）の署名または記名押印
 - ※ 陳情の場合、紹介議員は不要です。

| 《表紙見本》 | 《本文見本》 |
|-------------------|--------------------------------|
| 年 月 日 | 〇〇〇〇に関する請願（陳情） |
| 栗原市議会議長 □ □ □ □ 殿 | 一 請願（陳情）の趣旨 |
| 〇〇〇〇に関する請願（陳情） | |
| 請願者（または陳情者） | |
| 住所 □□□□□□□□ | |
| 氏名 □ □ □ □ | |
| 紹介議員 □ □ □ □ | 二 請願（陳情）事項 |
| 紹介議員 □ □ □ □ | 1 2 3 |
| ※陳情の場合は不要 | 上記地方自治法第 124 条の規定により請願 します。 |
| | ※.....部 陳情の場合は不要 |

請願・陳情の取り扱いの流れ

《請願の場合》



《陳情の場合》

